

第8回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年10月2日(火)
会 場 KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

開会時間 午後 3時00分
終了時間 午後 4時00分

○ 出席委員等 (23名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	村 崎 秀				
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄		
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治		
	宮 原 スエ子	田 上 義 則	田 川 家 稔		
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信		
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久		
	西 村 榮 記	森 川 治 雄	松 見 辰 彦		
	井 川 正 明				

○ 欠席委員等 (0名)

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
喜 佐 田 充 伸		

第8回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年10月2日（火）午後3時～

場 所：KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの報告

〔協 議〕

（1）前回提案

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第11号 合併市町村基本計画について

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて

協議第14号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その4－1）

協議第37号 都市計画の取扱いについて（その1）

協議第18号 補助金・交付金等の取扱いについて

（2）今回提案

協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第27号 消防防災の取扱いについて（その3）

協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その4）

協議第32号 清掃事業の取扱いについて（その2）

協議第16号 使用料・手数料の取扱いについて

〔その他〕

4 閉 会

午後 3 時 0 0 分開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 8 回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。ここで配布資料の確認を行います。御手元に 1 枚紙で「第 8 回熊本市・富合町合併協議会次第」、「出席者名簿」、裏に座席表がついております。「議員専門部会における審議の経過及び結果について」の報告書、それと綴じてあります「第 8 回熊本市・富合町合併協議会」の冊子、その下に一枚紙で「事務組織及び機構について」、「今回提案分」の冊子、それに「熊本市・富合町新市基本計画（案）」の冊子がございます。以上 7 種類の資料を配布しております。資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。御確認いただきありがとうございます。

それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんこんにちは。第 8 回目の熊本市・富合町合併協議会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日は、両市町の委員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただきましたこと、本日は全員の御出席ということでございまして、改めまして厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。また、少し余談になりますけれども、先日政令指定都市のシンポジウムを開催をいたしました。村崎町長をはじめ委員の皆様方にも多数御出席をいただきました。会場もほぼ満席でございまして、大変盛況のうちに終えることができたのではないかと、シンポジウムを政令指定都市の実現に文字通りつなげていかなければならないなという思いを新たにしたところでございます。それに向かいましても富合町さんとの合併協議をしっかりと進めることによりまして、合併を実現することによりまして、さらに次に繋げなければならないなという思いを新たにしたところでございます。改めまして先日のシンポジウムの参加に対しまして、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、この合併協議会ではありますが、今回で 8 回目を迎えたところでございますが、4 2 項目の中にごございます小項目の約 9 割にあたる項目につきまして、すでに協議を終了しているところでございます。

本日は前回提案をいたしておりました 4 項目と、継続審議になっておりました 3 項目につきまして審議をお願いをいたしたいと考えております。また新たに「一部事務組合等の取り扱い」他、5 項目につきまして提案をさせていただいており、ご意見を伺いたいと考えております。

この「一部事務組合等の取扱い」についてでございますが、議員専門部会での承認をい

ただきまして、この協議会に御報告をいただいているところではありますが、富合町が加入をされておられます消防・清掃等、宇城広域連合の中で実施をされている事業でございまして、その構成市町村にも大きな影響を与えますことから、富合町さんともよく相談をし、広域連合構成市町村に迷惑を掛けないような形で、広域連合の理解を得て、今回提案を申し上げておるところでございます。

いずれにいたしましても、より良い調整方針が図れますよう、委員の皆様からの貴重な御意見をいただきながら、実のある会議にしたいと考えております。

最後に改めまして、委員皆様の忌憚のない御意見等をお願い申し上げまして、冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。

会長

規約によりまして、会長が議長ということでございますので、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず最初は「委員の出席数について」であります。本日は先ほど申し上げましたが委員の御出席をいただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことをここに御報告申し上げます。

次に会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名は議長が行うこととなっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。本日は、熊本市から**長曾我部**委員、富合町から**内藤**委員をお願いしたいと思います。両名どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、御手元の次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと存じます。これより「次第3議事」に入らせていただきます。

最初に「報告」であります。この報告につきましては、先ほど挨拶で申し上げましたが「議員専門部会からの報告」でございます。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

一枚紙の表に「議員専門部会における審議の経過及び結果について」というものがございます。これをご覧いただきたいと思っております。議員専門部会部会長嶋田幾雄名で会長幸山政史様ということで出されております。このことについて熊本市・富合町合併協議会議員専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき別紙のとおり報告いたしますということで

ございます。裏の方ご覧いただきたいと思います。この会に先立ちまして、先ほど1時から議員専門部会が開催されました。出席委員18名ということでございます。審議の状況でございますが、第6回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち協議第15号について審議を行い次のとおり承認されたということでございます。協議第15号「一部事務組合等の取扱い」ということでございます。一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとするということでございます。(1)でございますが、熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。これが(1)でございます。それから(2)がですね、宇城広域連合に関するということでございますが、宇城広域連合については、富合町は合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定その他の事務の取扱いについては、合併時までには宇城広域連合と調整を行うということでございます。2.でございます。富合町にかかる熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行うということでございます。詳細につきましては、また後ほど、御説明を申し上げたいと思います。従いまして、議員専門部会で審議する事項が1号から15号まででございますが、この中で残っておりますのが、協議第2号「合併の期日」、それから協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」ということでございます。すみません。出席委員は17名ということでございました。失礼いたしました。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました議員専門部会からの報告につきまして何か御質問等はございませんでしょうか。ありませんでしょうか。ないようでございますなら、以上で報告につきましては、終わらせていただきます。

次に協議に入らせていただきます。協議につきましては、前回提案をお諮りいたします。提案いたしました、7協議項目につきましては前回提案の際に御説明を行っておりますので、承認の是非をお諮りいたしたいと存じます。それでは、前回提案の協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の1頁をお願いいたします。一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。職員の職位、給与等の処遇については、

公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図るという内容でございます。以上でございます。

会長

ただ今、改めて説明がありました協議第10号につきまして、御意見・御質問等はありませんでしょうか。

上村委員お願いいたします。

上村委員

異存はないわけでございますけれども、職員の職位関係でございますが、熊本市の場合は8級まででございます。富合町の場合は6級までということで、富合町は課長職が最高位ということになっておりますが、本市の場合は8級が局長級ということで最高級になっております。ここら辺りの取扱いを考えました場合、例えば富合町の課長職の場合は、本市の課長級に相当するのか、あるいは、7・8の部長級になるのか、もしくは局長級に該当するのか、そこら辺りの取扱いについてお尋ねしたいと思います。

会長

ただ今の、上村委員からのお尋ねにつきまして人事課の方からよろしいですか。

事務局 熊本市人事課

人事課でございますが、上村委員からの富合町の6級の職位につきましてどのような処遇にするのかということでございますが、富合町と熊本市の給料表自体が現実的に違うものですから、現実的には富合の町の職員の方々をどのような形で処遇するか、つまり課長級の方々については、課長職として処遇するのか、補佐級で処遇するのか。そういったことを決めた上で新しい給料、分類1から8までの中で処遇していきたいというふうに思っております。

上村委員

給与とか職位の問題につきましては、そこにも書いてありますが公平公正を原則として対応してもらわないと、職員の士気や勤務意欲にも影響してきますので、そこらあたりは十分吟味の上、ひとつ公正な立場に立って整理をしていただくようお願いをしておきます。

会長

よろしいですかね。他にございますでしょうか。ありませんでしょうか。もし、他に御質疑等がないようでございますなら、協議第10号につきましては原案のとおり承認とい

うことでよろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第11号「合併市町村基本計画について」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

7頁をお願いいたします。ここにございますように合併市町村基本計画(案)については、別紙のとおり提案するというございます。前回御説明申し上げました熊本市・富合町新市基本計画ということございます。これを提案させていただいているということございます。今回は詳細な説明を省かせていただいております。よろしくお願ひいたします。

会長

ただ今説明がありました協議第11号につきまして、御質問・御意見等がありますならお願ひいたします。

ありませんでしょうか。ようございますか。御質疑等ないようございますので、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第11号「合併市町村基本計画について」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

9頁をお願いいたします。条例、規則等の取扱いございます。合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改定等を行うという内容ございます。以上ございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第13号につきまして、御質問・御意見等がありますならお願いいたします。

特にありませんでしょうか。特にないようでありますなら、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第13号「条例、規則等の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第14号「事務組織及び機構の取扱いについて」につきまして、まず前回、第7回協議会におきまして富合町の森川委員さんの方から、富合の総合支所の業務について御質問がっておりますので、その点につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 熊本市行政経営課

それでは、事務局から事務組織及び機構の取扱いについて、詳細について御説明を申し上げたいと思います。お手元の方にA4の一枚ものを配布しております。「事務組織及び機構について」というタイトルでお配りしておりますが、この資料に基づきまして御説明を申し上げます。まず、基本方針でございますが、前回御提案申し上げましたように、熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うということ。第2点目に、富合町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないような適切な措置を講じる。というこの2つの方針でございます。この基本方針に基づきまして、事務サイドにおきまして各事業の制度、それから手法等の取扱いにつきまして協議を行って、現在概ねその方向がまとまったところでございます。今後具体的に各事業、業務につきましてどのような役割分担をしていくのか、というような作業が残っておりますが、そういう中での組織及び機構でございますので、具体的なことを申し上げるところまで行っておりません。そういうことで、担当する事務の分野、内容等につきまして資料に基づきまして、御説明を申し上げたいと思います。

それでは、下の方の2番のところでございますが、現行の富合町さんの町長部局の組織でございますが、総務課、企画課、税務課、町民課、福祉保健課、産業振興課、建設課、新幹線推進課ということで8つの課で運営をされております。合併後の総合支所でございますが、事務の分野といたしましては、総務部門といたしまして総合支所の事務の連絡調整、防災、統計調査、地域づくり活動の支援、それから住民の皆様の相談、要望等を考え

ております。税務部門といたしまして、市民税、固定資産税等の税にかかる事務。続きまして、市民生活部門でございますが、戸籍、住民票、印鑑登録等の証明・発行の窓口業務、それからごみ収集関係も考えております。続きまして健康福祉部門でございます。国民健康保険、介護保険、保健予防、児童、老人、障害者福祉、さらには国民年金等の事務も考えております。それから、産業振興部門といたしましては、農林水産業の振興等を考えているところでございます。最後になります、建設部門といたしまして道路橋梁等にかかる事務、土木の災害復旧等を考えております。続きまして合併特例区といたしましては、コミュニティ関連事業、イベント事業、公園等の管理、新幹線関連の事務、総合健診等の保健事業も考えているところでございます。その下に現行の、本市の総合支所、北部、飽田、天明、河内に設置しておりますが、その組織でございます。総務課につきましては、先ほど申しました総務部門と同じような業務を担当いたしております。それから、市民福祉課におきましては、窓口業務それから保健福祉関係の業務を担当いたしております。河内総合所におきましては、芳野出張所、みかんの里振興センター等の公の施設も完備をいたしております。上記の組織に加えまして●で3つ程書いてございますが、主税課の各出張所がございます。ここで、税にかかる事務を担当いたしております。それから、農林水産部の各出張所もございまして、農林水産業の振興を担当いたしております。それから、西部土木センターの河内分室ということで、分室におきましては道路の改良、維持、管理を行っているところでございます。このように、住民のサービスに必要な組織を置いているところでございますが、富合総合支所におきましても、住民サービスの低下をきたさないように、組織、機構をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。3番目になります、各行政委員会等の組織につきましても、現在検討を進めているところでございまして、まだ、御説明を申し上げる段階までにいたっていないというふうな状況でございます。以上でございます。

会長

前回の森川委員さんのお尋ねに答える形で、事務局から説明があったところでございますが、いかがでございましょうか。森川委員さんいかがですか。

森川委員

富合の公募委員の森川です。基本的には、窓口業務は従来の今のままになるのかなというイメージを持っておりますけれども、1つだけすみません、富合は、合併特例区ということに関連するんですけれども、私どもの会社の中にも現在の熊本市の地域から富合の方の会社に勤めてらっしゃる方がいらっしゃいます。そういった方が、今まで印鑑証明とか所得証明を取りに行こうと思うと、年休をとったりして熊本の市役所等に出向いていらっしゃるんですけれども、そのような方々が、今度は富合町の役場、将来富合町の総合支所の方に印鑑証明書等を取りに来られた場合に、幸山市長名の証明書の発行は可能なのか

どうか確認をお願いします。

事務局

合併後という話ですね。合併後にですね、もちろん電算の統一ということが必要となってくるんですけども、当然、電算が統一されてネットワークが完成した段階ではどこでもそういうふうな証明書がとれるという状況になります。

会長

よろしいでしょうか。どうぞ、他の委員さん方から何か組織等につきまして、お尋ねがございましたらお願いいたします。他、特にございませんでしょうか。それでは、他ないようでございますので、協議第14号につきまして、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第14号「事務組織及び機構の取扱いについて」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて(その4-1)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

19頁をお願いいたします。継続分でございます。農林水産関係事業の取扱いについてということで、認定農業者協議会補助金につきましては、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。その後、熊本市の例により統合するという内容でございます。具体的には21頁の個票の方でございますが、ここの内容について継続ということになっていたわけでございます。よろしくをお願いいたします。

会長

ただ今、説明がありました協議第34号につきまして御質問・御意見等がございますならお願いします。

本田委員さんどうぞ、お願いします。

本田委員

継続審議のことですけれども、先日、熊本市の認定農業者の役員の皆さんと会合を持ちまして、富合町の現状なり、私たちの考え方なり、それから熊本市の現状なりをお聞きい

たしました。その中で富合町としては、富合町の基準に合わせてくださいと意見を言っておったんですけども、熊本市の認定農業者の会がですね、昨年出来上がったばかりだということで、7つの協議会があるんですけども、その協議会ごとに、活動内容なり、あるいは予算の執行なり、バラつきがあって予算を完全に消化してない地域が幾つもあると。そういう中で、ようは、富合町に合わせるような基準でやりますと、非常に無理がきて市の認定農業者の会としても、予算要求がなかなか難しいんじゃないかという話がありました。私たち農業後継者も、同じ目標を持って活動をしているわけですけども、そういうところで、ちょっとばっかし、市の側としては今のところ我々が要求した分については非常に困難であると。ですから、5年間を目標にお互いの協議会が協力し合って、是非5年後には富合の基準になるように頑張らしようということで、その場はお別れしました。これから先、富合町と熊本市の認定農業者の中で是非情報交換をしながら、5年後にそういう結果が出ればと思っております。ですから、基本的にはこの考え方で、調整内容でいいと思います。

会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたか御質問等ございませんでしょうか。特にありませんでしょうか。ないようでございますので、協議第34号につきまして、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて（その4-1）」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第37号「都市計画の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

23頁をお願いいたします。都市計画の取扱いでございますが、ここにこのように記載をされておりますが、このことにつきまして現在富合町、主に議会と富合町、熊本市の執行部の間で勉強会をしたりとか協議を行っております。ということで今その途中でございますので、できましたら、次回にこの内容としては送らせていただきたいということでお願いしたいと思います。現在の状況につきましては、富合町の松永委員の方から御発言があると伺っております。よろしくお願ひしたいと思います。

会長

それでは、松永委員さんの方から発言よろしいでしょうか。

松永委員

協議第37号については、継続審議ということで大変皆様に御迷惑かけておりますが、新聞等々でもですね、宇土都市計画区域ということの中身で新聞を賑わせたりしておりますが、一応宇土都市計画区域において現行のまま新市に引き継ぐということに関してはですね、これは別に問題ないと。これは、実際的に熊本市さんが宇土市さんとの協議を慎重に進められておられるということで、私たち富合町自体が心配しているのは、何回も言うように政令指定都市になったときにですね、区域区分、それで富合町がその中で、ようするに都市圏離脱をやっていると。家が建てられない、そういう富合町の街づくりをするために、街づくりの計画の中でですね、都市圏離脱をやったという経緯がありますので、その中身の進捗状況として、市街化調整区域になるであろうというふうに思っておりますので、その市街化調整区域の中でどういった緩和ができるかというふうな協議を担当課と勉強しつつ、熊本市の都市計画の担当課の方と話し合いをしております。そのへんの中身については、後2～3項目残っておりますので、これも政令指定都市になってからの協議でございますので、今、はっきりとした言葉、文言では申し上げられませんが、次回の法定協議会には、だいたいそれが出せる状況になるかなど。そういった進捗状況でございますので、次回の法定協議会のときには、皆さんにそういった資料に基づいてですね、協議をしていただけることになるかなどということでございますので、今の進捗状況を御報告いたしておきます。

会長

ありがとうございました。ただ今、松永委員さんの方から都市計画の取扱いについて、現在の進捗状態につきまして御説明をいただいたところでございます。誠にありがとうございます。

ただ今の件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。もしないようでございますなら、継続審議ということでよろしいでしょうか。

それでは、協議第37号「都市計画の取扱いについて（その1）」につきましては継続審議とさせていただきます。

続きまして協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

27頁をお願いいたします。これにつきましては、お詫びを申し上げなければいけないんですが、前回、「補助金・交付金等の取扱い」ということで提案をさせていただいたわけ

でございますが、実はですね、この提案の中に今回、この後ほどですが、提案させていただきます、消防団の交付金の話が漏れておりました。従いまして御承認につきまして、消防団の交付金の御審議をいただいて、次回にたぶん結論が出ると思いますが、こういうことがございますので、この内容につきましては、誠に勝手ではございますが次回まで送らせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

会長

ただ今、説明がありました協議第18号につきましては、継続審議ということでよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」については継続審議とさせていただきます。

次に協議2の今回提案に入らせていただきます。今回提案の5つの協議項目につきましては、最初の協議になりますので、これまでどおり委員の皆様に御説明を行いました上で、次回の第9回協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

それでは、協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、今回提案分について御説明をさせていただきます。資料の「今回提案分」という冊子をご覧ください。まずその裏の目次でございますが、この5項目につきましては、広域連合に関連する事務ということで、今回提案をさせていただきます。1頁の協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」でございますが、先ほど報告でこの調整案については、読ませていただきましたので次の個票でそれぞれについて御説明を申し上げたいと思います。3頁をご覧ください。まず、一部事務組合でございますが、現在富合町の方で加入しておられる一部事務組合、共同処理しておられます事務でございますが、2つございまして、熊本縣市町村総合事務組合、熊本縣市町村職員共済組合がございます。1番目の方が職員の退職手当でありますとか、消防団の方の損害補償と、あるいは交通災害見舞金に関することありますとか、そういったことをこの組合に処理を加入されて、されております。しかしながら熊本市では、それぞれの事務につきまして独自の規程を設けてまして、独自に事務を行っておりますので、今後はこの事務組合から脱退されて、熊本市の方で事務を執行していくということになります。2番目の市の共済組合につきまして

も、熊本市の共済組合の方に今後はお入りいただくということでございます。1番目の方はそういった加入金等を清算して脱退するというものでございます。それから4頁をご覧ください。広域連合についてでございます。この項目につきまして、先般、富合町長さんの方で宇城広域連合の構成市町村の首長さんの方に、それぞれこの内容で御了解をとられたところでございます。その案でございます。現在、宇城広域連合の方に富合町が加入されております事務といたしましては、主に8つがございますが、下の5番から8番についての、この4つの事務が特に大きな負担、労力共にかかる事務でございます。まず、5番の消防につきましては、これは一般の消防団員の方とか消防水利施設とかそういったものを除いた消防本部の事務でございます。6番のし尿処理につきましては、こちらのし尿処理施設の分に関わる設置管理の事務でございます。それから7番のごみ処理につきまして、収集運搬等につきましては町の方で実施いたしますので、ごみ処理施設一般廃棄物の最終処分場といった設置管理を行うというものでございます。そして8番目に火葬場の運営ということが特に主要な事務となっております。この調整方針の3行目以下、この加入期間及び介護認定等その他の事務の取扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行うとしております、その他の事務といたしましては1番から4番がそれにあたります。2番目のふるさと市町村圏計画に関することにつきましては、この広域の市町村圏でこの圏域計画を作っておられまして、基金を積み立てられまして、その利子によりまして、これを活用し事業も実施されております。事業の実施の事務も含まれております。それから3番の介護認定審査会の業務、それから4番の障害者の方の介護給付費等の支給審査会の事務、こういったことがございます。その他、広域的情報拠点作りの事務等もございますが、この分につきましては調整協議を行うというものでございます。基本的には当分の間、加入をするというものでございます。それから、5頁でございます。事務の委託、公平委員会の事務について書いてございます。これにつきましては、公平委員会の事務といたしましては、職員の勤務条件に関する措置要求でありましたり、その審査、判定措置といった事務が1つございます。もう1つ職員が不利益処分を被ったりしましたときの不服申し立てに対する採決とか決定とかそういうことをやっております。これにつきましては県の方に委託をされて実施をされております。熊本市の方は人事委員会を持っておりまして、こちら方で事務を行いまして熊本市が合併後は実施するということになります。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第15号につきまして何か御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

岩永委員さんお願いいたします。

岩永委員

岩永でございます。4頁の中ですね、5番から8番が御説明がありましたけれども、これについては、宇城の広域連合についての、ある程度の話し合いというか、御要望については、こういう見通しだということであっているのが1つと、必ず当分の間ということになっておりますが、当分の間がですね、いつ広域連合から脱退するのか、そういうものについてお尋ねをいたします。

会長

事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

まず、宇城広域連合とはどういう関係ということでございますが、この広域連合とは協議を続けてまいりました。先般この内容を広域連合に報告書という形でお示しをしましてこういうものを法定協議会に提案してよろしいだろうかというようなことをですね、村崎町長の方からですね、各広域連合にお話いただいて、御了解をいただいているというふうに伺っているということでございますので、今日提案させていただいたということで、これが1点目。2点目が当分の間ということでございます。ずっとということも、当然考えられるわけでございますが、やはり合併効果ということになりますと、やはり1つの町になるわけでございますので、ある期間を経まして、ある程度その広域連合の方ともですね、御迷惑をかけないような段取りができれば、その段階でですね、熊本市の制度と一体化していこうということでございまして、何年というのは、今から準備をしていくわけでございますので、難しいところでございますが。例えばですね、消防の全県を対象として、県の方で広域化の検討をされております。これが、後4～5年くらいで方向性が見えてくるのかなという感じでございます。それからごみの方はですね、宇土市の方で、焼却場がございまして、この償還期限が平成24年くらいだということでございまして、その後どうして行くかという議論が当然広域連合の中で起きてくると。そこらへんまでが1つの目途なのかな、そこらへんの議論の中でどちらもある程度ちゃんとやっていけるような議論をしていきたいというふうに思います。

会長

ようございますか。他にございましたらお願いいたします。他ございませんでしょうか。ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第27号「消防防災の取扱いについて（その3）」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

7頁をお願いいたします。協議第27号「消防防災の取扱いについて（その3）」でございます。1、合併後、富合地域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。2、非常備消防（消防団）の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。3、消防団運営交付金については、合併時に熊本市の例により統合する。4、消防水利施設の設置、維持及び管理については、合併時に熊本市の例により統合する。以上の調整方針でございます。9頁以降の個票をご覧ください。9頁の常備消防でございますが、現在富合町の方は宇城広域消防本部の中で災害対応されております宇城消防署が宇土の松原交差点がございますが、城南町の中央ぐらいに位置しますところに城南分署がございます。その2つから消防車がやってくるという体制になっております。広域連合を脱退しました後につきましては、熊本市の消防の方で実施するということとなりますと、富合町に消防出張所を設置いたしまして、消防活動にあたるということでございます。それから10頁をご覧ください。非常備消防（消防団）についてでございます。こちらの方、富合町さんの方、251名の方、かなり大きな团组织になっております。合併後は右の方をご覧くださいますように、第12方面隊、第75分団ということに市の組織としてはなる予定でございます。報酬につきましては、団長以下若干、役職の方は下がる部分がございますが、団員の方はアップするというようなところがございます。それから、富合町の消防功労金については、廃止をさせていただくということでございます。それから、11頁の方、消防団の運営交付金についてでございます。大変申し訳ございませんが、前回補助金・交付金の先ほど提案いたしました、その取扱いに漏らしていた分の追加でございます。この富合町の方につきましては、分団への年額は20万でございますが、熊本市になると26万になるというものでございます。本部への交付金というのは一本化されるわけでございますけれども。それから12頁をご覧ください。消防水利施設の設置、維持及び管理ということでございます。これは、消火栓と防火水槽に関わるものでございます。富合町の方は消火栓につきましては、行政区の簡易水道に付設されておりますので、これは全部私設という形になっております。今後は熊本市の水道局の水道整備に合わせて整備をする、管理をしていくということでございます。それから、その引継ぎにあたりまして、富合町の現在、町営化を簡易水道、計られておりますけれども、この施設につきましても、合わせて新市に町有化されて、新市に引き継ぐという予定でございます。その他、防火水槽につきましては、開発同意の事務が同様にございますので、これは熊本市によって統合するというものでございます。以上でございます。

ます。

会長

ただ今説明のありました、協議第27号につきまして御質問・御意見等がございますならお願いいたします。

岩永委員さんどうぞ。

岩永委員

9頁ですけれども、調整の具体的内容について合併後富合町地域にかかる消防に関する事務については、合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を。それまでの間、富合が救急車、消防なんかは今までどおりということですかね。

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

今までどおりということでございます。

会長

よろしいでしょうか。どうぞ、他にございましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。他ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その4)」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、13頁をお願いします。協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その4)」でございます。緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の協同リース期間満了後、熊本市の例により統合するものでございます。15頁の個票をご覧いただきたいと思います。このシステムにつきましては、熊本市の方では民間のセンター3カ所、富合町におきましては宇城広域消防本部に受信装置がございまして、そちらに65歳以上のひとり暮らしの高齢者に連絡が行くというふうな体制になっております。それから、ここに協力員と書いてございますが、この対象者1人につき協力員が近くに2人

程選任していただきまして、その方のほうに通常ですと様子を見てきてくださいという連絡をセンターないし本部からするという体制になっております。もし、これが緊急のようであれば、消防本部に連絡が行ってそのまま救急車が駆けつけるというような体制になっております。これは申し訳ございませんが、熊本市の方、正確には1番の対象者のところをちょっと御訂正をいただきたいと思いますが、概ね65歳以上の一人暮らし等の高齢者に19年4月からなっております。熊本市の方は一人暮らしでなくても二人の世帯でも必要な高齢者がいらっしゃれば措置するという改正をしたところでございます。また、通報センターへの接続につきましても、月2回以上のお元気コールというもので、利用者の方へお電話をして安否の確認とか近況伺いとか、そういったことをするようなシステムになっておりますので、より安心安全度が増すのではなかろうかと思っております。これにつきましては、システムの概要に書いてございますように、21年5月までの富合町ではリースがかかっておりますので、それまではこれを使いまして、その後は熊本市のセンター方式に入れ替えるという形になります。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第31号につきまして御質問・御意見等がございますならお願いします。特にありませんでしょうか。ないようでしたら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第32号「清掃事業の取扱いについて(その2)」につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

17頁をご覧ください。協議第32号「清掃事業の取扱いについて(その2)」でございます。清掃事業のうち下記の事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業についてでございます。これにつきましても個票の19頁それから20頁、この2つの廃棄物の処理及び清掃、それからごみ収集事業をご覧くださいと思います。現在、先ほどの広域連合の方では、清掃の処理施設、清掃工場の管理運営のことでございました。こちらの収集運搬につきましては、町が管理をされておるわけなんです、収集運搬の現行体制、可燃・不燃ごみ、資源ごみの収集運搬体制はこのようにとられております。そして20頁のごみ収集体制の中では、ごみ袋の有料指定のものを使っておられます。現在、こういう料金での使用をなさっております。あるいは、資源

ごみ分別はこのような形でされております。このようなごみ収集運搬体制、手数料も含めた体制をとっておられますので、この体制は宇城広域連合に処理施設をされておりますが、宇土においても、このようなごみ袋の料金で設定をされて、処理をされていると聞いております。住民の方々には熊本市になりまして、熊本市の方は現行は無料でございますので、そういったこともあると、不公平感をお感じになる面も、おありかと思えます。この広域連合に入っておる間はごみ処理代についてもこれまで、同様のこの体制をとっていくということで、この処理体制のサイクルの中で実施していくということで、富合地域においては、今の手数料を含めた制度を維持するというのでやりますと、町民の方も非常に納得がいけるのではないかとというようなことを配慮しての調整方針となっております。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第32号につきまして御意見・御質問等ございますなら
お願いいたします。

原田委員さん。

原田委員

原田です。熊本市はごみ袋などは無料になっておりますが、広域連合が脱退した場合は熊本市の例に統合するというふうになっておりますが、できたら熊本市も有料の方に検討していくべきだと思っておりますが、これも何年か後には有料になる可能性もあるとか、そういう見通しとかなないものでしょうか。

会長

誰か。どうぞ。お願いします。

事務局 熊本市廃棄物計画課

熊本市の廃棄物計画課でございます。御案内のとおり熊本市もごみの有料化を目指して
おりまして、18年の3月の市議会に提案させていただいたところでございます。ごみの
減量のために、有料化という手法、これは非常に有効なんだと考えておりますが、現在の
ところは、広報啓発、市民の方に訴えをしておるところでございまして、大きなごみの減
量化に向けた大きな目標もございまして、それに向けて将来的に有料化の検討、これに
ついては、引き続き熊本市も行っていきたいというふうに思っているところでございます。
以上でございます。

会長

平成22年度で20%家庭ごみの削減の目標を掲げておりまして、そこに向けまして、

まずは分別の徹底でありますとか、それを進めている状況でございます。よろしいでしょうか。

岩永委員さん、どうぞ。

岩永委員

富合町のごみ収集についてはですね、9頁に書いてあるとおりですけれども、燃えるごみについては週2回、不燃ごみについては月1回としてあります。これについては、各地区にですね、当番の方を置いてですね、管理をしておりますので不法に置いていかれるという問題はありません。それから、はっきり言われましたように、袋が有料になってからですね、確かに少なくなったのは事実です。私の地区においてもですね、こういうごみの問題については、住民の人達が守ってくれますのでトラブルもありません。それから資源ごみの収集については、その地区からですね、何人か当番が出て分別収集をしてですね、その日のうちに処理が行われております。ここでも、問題はですね広域連合に加入している間は現行制度を存続。広域連合に脱退した場合は、脱退した期間ですね、この時期を住民の方にもはっきり説明していかんといかんのじゃなかろうかと、私は思います。以上です。

会長

事務局の方からお願いいたします。

事務局

なかなか、はっきり申し上げたいところはございますが、具体的に消防の広域化の話とかいろいろございますので、見通しはそんなもんかなと思っておりますが、相手があることとございますし、そのときの環境もございますので、何年までということは、できましたら合併までにまず協議をさせていただくということで今考えているという状況でございます。

会長

よろしいでしょうか。どうぞ、他ございましたらお願いいたします。

松永委員さんどうぞ。

松永委員

分別方法の中でですね、先ほど言われましたように、宇土清掃センターの方に入っていればそのまま、1つお聞きしたいんですけども、大型ごみが熊本市の場合は500円及び900円の収入印紙を貼ればという形で、それはもちろん宇土清掃センターの方にかたってるんでそれは利用はできないですね。

会長

いかがでしょうか。

事務局

制度的には広域連合に加入している間は、現行制度を維持していただくということでございますので、現行制度を継続ということでございます。

松永委員

町民の方が、そこまでできれば尚更いいかなというような思いで質問しました。すみません。

会長

他、ございますならお願いいたします。ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは最後になるかと思いますが、協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、21頁をご覧ください。協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」でございます。住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとするというものでございます。これは、個別の協議項目で提案をさせております。改めまして、協議項目としてまとめて提示をするものでございます。特に24頁をご覧いただきたいと思いますが、手数料の今、トータルではこのような手数料使用料をすでに上げさせていただいておるところでございます。今、手数料の真ん中のところ、大型ごみ処理手数料、一般廃棄物の処理手数料、これにつきまして広域連合に加入中は現行を継続ということの処理方針が出ましたので、全体として提示をさせていただきました。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第16号につきまして、何か御質問等があればお願いいたします。特にございませんでしょうか。すでに御審議をいただいておりますものを改めて提案ということでございますが、特にありませんでしょうか。

(ないとの意思表示有り)

会長

ないようでございますので、協議につきましてはこれで終わりたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますますがその他となっておりますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。お知らせ、報告、あるいは全体を通して御意見・御質問何でも結構でございますが。特に委員の皆様方からありませんでしょうか。それでは、事務局から何かありますか。ありませんか。

それでは、ないようでありますので、これをもちまして、議事につきましては終了とさせていただきます。委員の皆様方には長時間に渡りまして円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります、村崎富合町長が申し上げます。

閉会挨拶

村崎 秀 富合町長

委員の皆さん、大変御苦勞でございました。各担当の皆さん、マスコミの皆さん大変御苦勞でございました。合併協議も8回を向かえ、佳境に入ってきたと思っております。早い時期にこの合併を成就させることが、委員の務めでもあるし、首長としても務めだと思っております。今、富合町もいろいろですね、皆さんの心配されるような新聞報道なりいろいろあっております。私たちも少なくとも適切な対応をしながら、議会の皆さんと打ち合わせをしながら対応をしていきたいと思っております。

昨日のシンポジウムでありましたとおり、やっぱり中に100%賛成ということがありませんので、そのような方あたりが、いろいろな提案をしておられるのは大変残念に思いますけれども、合併の本当の本質を見極めてしていただくのは大変ありがたいと思いますので、私たちも今後いろいろ説明会なり、チラシの配布なりをしながら理解を求めていきたいと思っておりますので、どうぞ熊本市の皆様方も御安心をしていただきたいと思います。この問題解決のために、全力を尽くしますことを皆さんに約束をいたしまして、

今日は大変協議会の皆さんの御意見によりまして、できましたことを有難く思っております。大変御苦勞様でした。

司会

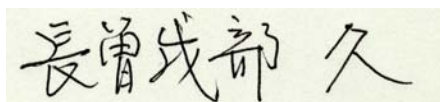
これをもちまして、第8回熊本市・富合町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

16時00分閉会

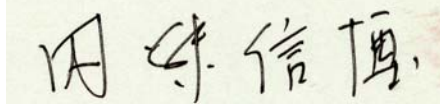
以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年10月 2日

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light-colored background, reading "長曾茂部 久" (Nagano Kenji).

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light-colored background, reading "内 田 信 博" (Inoue Nobuhiko).